

J R 小浜線団体利用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、J R 小浜線を利用することにより、小浜市の公共交通機関の促進および地域振興を図るため、J R 小浜線を利用した団体に対してJ R 小浜線団体利用助成金（以下「助成金」という）を交付することを目的とする。

(対象者)

第2条 この助成金の対象となる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 小浜市内に住所を有する者もしくは団体等
- (2) 小浜市内の事業所等に勤務している者および小浜市内の病院に通院している者のうち、前号に掲げる者以外の者。ただし、敦賀市、美浜町、おい町、高浜町、若狭町から同様の助成金を交付された者を除く。
- (3) 小浜市内の小学校または中学校に通学している者

(対象経費)

第3条 この助成金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) J R 小浜線を8名以上で利用し、普通団体として旅行するときのJ R 小浜線の区間（敦賀駅から東舞鶴駅まで。以下同じ。）に係る運賃
- (2) J R 小浜線を団体列車により8名以上で利用して旅行するときのJ R 小浜線の区間に係る運賃
- (3) 小浜市内の小学校または中学校において、学校行事としてJ R 小浜線を8名以上で旅行するときのJ R 小浜線の区間に係る運賃

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、対象経費に100分の20を乗じて得た額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、助成金の額の上限は1人につき片道400円、往復800円とする。

2 前項の規定にかかわらず、助成金の交付を申請する者（以下「申請者」という）がおばませんサポーターの資格を有する場合の助成金の額は、対象経費に100分の22を乗じて得た額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、助成金の額の上限は1人につき片道400円、往復800円とする。

(交付申請)

第5条 申請者は、団体利用助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という）に、必要事項を記入のうえ、市長に提出しなければならない。

2 申請者は当該旅行を企画した代表者とする。

3 申請書の証明は、小浜駅または東小浜駅のいずれかが行うものとする。

(申請書の提出期限)

第6条 申請書の提出期限は、J R 小浜線利用日の翌月10日までとする。

(交付時期)

第7条 市長は、申請者から第4条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適當と認めたときは、申請のあった月の月末日までに、申

請者の指定する金融機関に口座振替により助成金を交付するものとする。

(助成金の返還等)

第8条 市長は、申請に虚偽の事実が判明したときは、当該申請を行った者に対して、助成金の交付を取り消し、既に交付した助成金の一部または全部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により助成金の交付を取り消された者は、直ちに助成金を返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあったものについて適用し、同日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。